【ドイツ】連邦気候保護法の改正

海外立法情報課　山岡　規雄

＊2024 年 5 月、連邦気候保護法が改正され、温室効果ガス削減の目標達成について、従来の単年・分野別の管理から複数年・全分野の総限度量を基準として管理する制度に改められた。

1　2019 年の連邦気候保護法の制定とその後の改正

（1）連邦気候保護法の制定

ドイツ連邦政府は、パリ協定以降、「気候保護計画 2050」を策定し、2050 年に 1990 年比で 80～95%の温室効果ガスの削減を目指す目標を設定するなどの対策をとってきたが、目標達成が困難な状況が続いた。そのため、法的拘束力を伴う形で分野別目標を規定することにより、削減目標達成のための体制を強化することを目的として、2019 年に連邦気候保護法[1]が制定された[2]。制定当初の同法は、温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 1990 年比で 55%以上削減するという国家目標を規定し（第 3 条第 1 項）、エネルギー、産業、交通など分野別に 2030 年までの年間排出限度量を規定した（第 4 条、附則 1）。この限度量を超えた場合には、当該分野を所管する連邦省は、当該分野について次年度の排出限度量を遵守するための緊急計画を提出しなければならないとされた（第 8 条第 1 項）。当該計画の提出後、連邦政府は、当該分野若しくは他の分野又は複数分野における措置について審議し、当該措置を決定するものとされた（同条第 2 項）。このように、制定当初は、分野ごとの単年度による対策が基本とされていた。

（2）2021 年の連邦憲法裁判所の違憲判決と連邦気候保護法の改正

2021 年 3 月 24 日、連邦憲法裁判所は、連邦気候保護法が 2031 年以降の削減目標を定めていないことは、将来世代の基本権の侵害に当たるという決定を下し、2022 年末までに 2031 年以降の削減目標を定めることを連邦議会に要請した[3]。この連邦憲法裁判所の判断を受け、2021 年 6 月、連邦議会は、2040 年までの削減目標（1990 年比で 88%以上）を追加する改正法を可決した[4]。その際、2030 年までの削減目標を 1990 年比で 65%以上に引き上げる改正や分野別の排出限度量を引き下げる方向での改正も行われた。

2　2024 年の連邦気候保護法の改正

（1）ショルツ政権の成立と連邦気候保護法の改正方針

2021 年 12 月、社会民主党、緑の党及び自由民主党の連立政権であるショルツ（Olaf Schloz）政権が成立した。同月に策定された連立協定には、「気候［保護］の目標の遵守は、…分野横断的な総計及びパリ気候協定と同様の複数年での総計により審査する」という記述が盛り込まれた[5]。この連邦気候保護法の改正方針に対しては、規制緩和の意図があるのではないかとする

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 9 日である。[] 内は筆者による補記である。

[1] Bundes-Klimaschutzgesetz vom 12. Dezember 2019 (BGBl. I S.2513)

[2] 勢一智子「ドイツにおける気候変動法制の進展」大塚直編『気候変動を巡る法政策』信山社, 2023, pp.171-179.

[3] Beschluss vom 24. März 2021 - 1 BvR 2656/18, 1 BvR 288/20, 1 BvR 96/20, 1 BvR 78/20

[4] Erstes Gesetz zur Änderung des Bundes-Klimaschutzgesetzes vom 18. August 2021 (BGBl. I S.3905)

[5] „Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit; Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP,“ S.43. SPD website <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf>

見方もあった[6]。政権成立後、環境保護を重視する緑の党と経済活動の自由を重視する自由民主党が気候変動対策をめぐり度々衝突したため、2023 年 3 月、この分野に関連する与党内の合意が改めて文書化され、連立協定における連邦気候保護法改正の方針が再掲された[7]。

この方針に従い、2023 年 6 月、連邦政府は、連邦気候保護法の改正案を作成し、同年 9 月、法律案を連邦議会に提出した[8]。同案は、委員会修正を経て、2024 年 4 月 26 日に連邦議会で可決された。同年 5 月 17 日の連邦参議院の会議で異議は申し立てられず、改正法は、同年 7 月 16 日に公布された（翌日施行）[9]。

（2）改正の主な内容

（ⅰ）排出限度量を超えた場合の措置

気候保護の国家目標の遵守は、分野横断的で、かつ、複数年の総計によって実施されることが規定された（第 4 条第 1 項）。従来は、連邦政府の対策が義務付けられる場合を、いずれかの分野の 1 年間の排出量が排出限度量を超えたときとしていたが、改正後は、連続する 2 年の全分野の排出予想値（Projektionsdaten. 2030 年までの今後複数年の予想値である（第 5a 条）。）の総計が、該当する年の全分野の排出限度量の総計（附則 2）を超えたときに変更された。この場合、連邦政府は、この 2 年について排出限度量を遵守するための措置を決定するものとされた（第 8 条第 1 項）。この決定の準備として、関係する連邦省は、その所管する分野における措置の案（分野横断的なものでもよい。）を提出することとされた（同条第 2 項）。

（ⅱ）連邦政府による気候保護行動計画の決定時期

従来、気候保護に関する国家目標の達成のための個々の措置を内容とする「気候保護行動計画（Klimaschutzprogramm）」の連邦政府による決定は、パリ協定等に基づくドイツの長期計画としての「気候保護計画（Klimaschutzplan）」の改定ごとに行うものとされていたが、今回の改正により、議会期の開始から 12 か月以内に行うものとされた（第 9 条第 1 項）。

（ⅲ）気候問題に関する専門家委員会の権限強化

従来、旧第 8 条第 1 項に規定する緊急計画の提出に先立ち、気候問題に関する専門家委員会が、温室効果ガスの年次排出量の算定を審査するとされていた（改正後は、第 8 条第 2 項に規定する措置の案の提出に先立ち、排出予想値の算定を審査するものとされた。）が、今回の改正により、こうした任務に加え、同委員会に対し、気候保護のための追加措置に関する鑑定意見書を連邦政府に提出する権限が付与された（第 12 条第 5 項）。

（3）改正に対する評価

政府側は、今回の改正により、最も削減の可能性が高い分野に重点的に対策をとるなど全体的な観点を重視した柔軟性を持つ計画が可能になると評価したが[10]、ドイツの主要な環境保護団体の一つである「ドイツ環境支援（DUH）」は、分野ごとの年間排出限度量の遵守に重点を置く従来の規定の廃止は、効果的な気候変動対策を骨抜きにするものであると批判し、改正された連邦気候保護法について、連邦憲法裁判所に対し憲法訴訟を提起する意向を表明した[11]。

---

[6] „Klimaschutz, Bürgergeld, Digitalisierung: Worauf sich die Ampel genau geeinigt hat – und wie sie es finanzieren will,“ *Handelsblatt*, 2021.11.24.

[7] „Modernisierungspaket für Klimaschutz und Planungsbechleunigung,“ 2023.3.28. SPD website <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Beschluesse/20230328_Koalitionsausschuss.pdf>

[8] BT-Drs. 20/8290

[9] Zweites Gesetz zur Änderung des Bundes-Klimaschutzgesetzes vom 15. Juli 2024 (BGBl. I Nr. 235)

[10] BT-Drs. 20/8290, *op.cit.*(8), S.14-15.

[11] „Verbände klagen gegen Klimaschutzgesetz,“ *Süddeutsche Zeitung*, 2024.7.16.